

(目的)

第1条 この規定は、公益財団法人日本バレーボール協会「コンプライアンス規定」及び日本小学生バレーボール連盟「コンプライアンス規定」に基づき、富山県小学生バレーボール連盟関係者(以下「県小連」「県小連関係者」)が順守すべき倫理に関する事項を定めることにより、県内の小学生バレーボールの健全な普及・発展のために注意を喚起し、県小連の社会的な信頼を確保することを目的とする。

(対象の事象)

第2条 この規定の事象とは、バレーボールの指導中は無論のこと、県小連に登録した加盟団体が行う全ての活動中に於ける、体罰・暴力行為・セクシャルハラスメント・パワーハラスメント・金銭問題・個人的な差別等人権尊重の精神に反する行為などを行うことをさす。

(適応の範囲)

第3条 この規定に適応する者は、県小連役員及び地区役員、県小連に登録した加盟団体の指導者・チーム関係者及び選手の保護者である。

(責務及び順守事項)

第4条 県小連関係者の責務と順守事項については、次の通りとする。

(1) 行動規範

県小連関係者は、法令等を順守し、競技規則を守り、常にスポーツマン、スポーツ関係者としての品位と名誉を重んじつつ、フェアプレーの精神に基づいて他の範となるように行動し、バレーボールの健全な普及・発展に努めなければならない。

(2) 県小連関係者が次に掲げる行為を行うことを禁止する。(違反行為)

- ① 県小連の決定した方針に従わないこと。
- ② 県小連の認めていない競技会、県小連が目指すバレーボールとは異なる目的の競技会に参加すること。また、同様の競技会等を主催すること。
- ③ 小学生の健全育成から逸脱した日常練習や練習試合等を行うこと。
- ④ 指導に名を借りた体罰・暴力行為・セクシャルハラスメント・パワーハラスメント・金銭問題・個人的な差別等人権尊重の精神に反する行為をとること。
- ⑤ 不正な会計処理を行うこと。
- ⑥ 県小連関係者として著しく品位を欠く又は名誉を傷つけること。
- ⑦ フェアプレーの精神に明らかに違反すること。(選手の勧誘、入部、移籍を行うことなど)
- ⑧ 事業推進のために後援並びに協賛社等から良識を超えた多額の金品の提供を受けること。
- ⑨ その他、著しくスポーツマン精神に反する行為を行うこと。

(倫理委員会の設置)

第5条 県小連理事長は違反行為を確認した後、直ちに、倫理委員会を設置する。委員会の委員は下記の通りとする。会長を委員長とする。

- (1) 県小連会長
- (2) 県小連副会長
- (3) 当該地区の理事長

(事象発生後の対応と手順)

第6条 倫理委員会は以下の手順で対応にあたる。

- (1) 調査計画を作成し、速報を富山県バレーボール協会(以下「県協会」と日本小学生バレーボール連盟(以下「日小連」)に連絡する。
- (2) 対象者(通報者、関係者、被害者、当事者等)の聞き取り調査を行う。
- (3) 当事者からの説明・弁明及び当該地区の調査結果を踏まえて、県協会・日小連の意見をもって、倫理委員会での処分を決定し、県小連理事会・県協会・日小連に報告する。

- (4) 対象の事象が確認できた時点より、その当事者に罰則を科す。なお、当事者へは処分の内容を文書にて通達する。

(懲戒処分)

第7条 倫理委員会は違反行為等を行った県小連関係者に対して、下記の処分を行うことができる。

- (1) 「県小連役員及び地区役員」については、嚴重注意、譴責、除名、その他必要に応じた処分
- (2) 「県小連に登録した個人及び団体の指導者」については、嚴重注意、活動停止、永久追放、チーム解散、その他必要に応じた処分
- (3) 「選手の指導者」については、必要に応じた処分

(処分の種類、内容)

第8条 違反行為を行った際に、県小連関係者に科す処分の種類と内容は、次の通りとする。

- (1) 口頭による嚴重注意
違反行為について口頭で注意を行う。違反行為者の反省を促し、再発防止を目的とする。
- (2) 文書による嚴重注意
違反行為について文書で注意を行う。違反行為者の反省を促し、再発防止を目的とするものではあるが、処分後に同様の事象が発生した場合は重い処分が科されることを通告する。
- (3) 活動停止
文書の通知をもって、一定期間、役職及び指導者活動を停止する。
- (4) 永久追放
文書の通知をもって、永年にわたって役職を剥奪し、活動を禁止する。復権を認めない。県小連が科す最も重い処分である。
- (5) チームの登録取り消し
文書の通知をもって、チームの登録の取り消しを科す。この処分はチームに科すものであり、選手一人ひとりに科すものではない。
- (6) 譴責
違反行為について文書で注意を行う。反省文の提出を求めることによって、違反行為者の反省を促し、再発防止を目的とするものである。
- (7) 除名
文書の通知をもって、永年にわたって県小連や地区小連の役職を剥奪する。永久に小連の役職に携わることができない。復権も認められない。

付則

本規定の実施に関する必要な細則は、倫理委員会が理事会の承認を得て別に定める。

- 2 本規定は、理事会の議決をもって変更することができる。
- 3 本規定は、平成31年4月1日から施行する。
- 4 本規定は、令和6年4月1日から施行する。